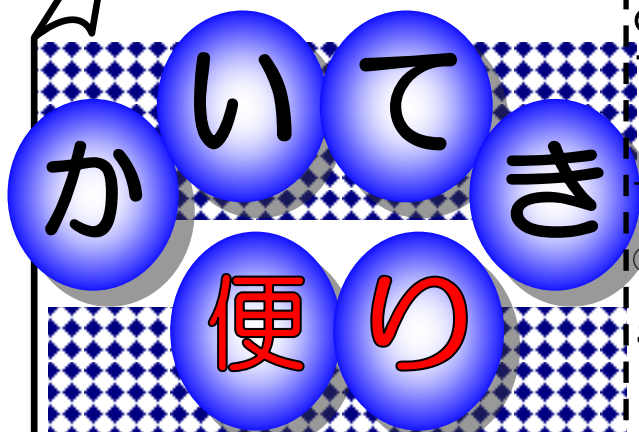


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★



INDEX

○お知らせ

- ・R4年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・福祉人材の確保に、福祉サービス第三者評価を活用しましょう！
- ・福祉サービス第三者評価について、パネル展示・デジタルサイン掲示を実施します！
- ・東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業 ①事業拡充のお知らせ
- ②説明会（第2期）のご案内
- ・「社会保険労務士による介護職員処遇改善加算等の取得支援」のご案内
- ・外国人介護従事者指導担当職員向け研修 受講者募集中！
- ・外国人介護従事者受入れセミナー 受講者募集中！
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
- ・介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業所評価加算の届出は、10月14日（金曜日）締切りです！
- ・〔発熱等の症状がある方向け〕新型コロナ抗原検査キットを無料でお届けします！

令和4年10月1日発行 第219号

お知らせ

○ R4年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和4年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<R4年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	新たに受験する対象分野に係る教育課程の募集要項等が発表された場合等は、 <u>入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	6月以降新規開設したステーション等は、 <u>事務職員を雇用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員 (研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	6月以降新規開設したステーション等は、 <u>研修を始めようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>

	<p>(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員 (研修及び産休等)確保支援事業 <産休・育休・介休取得時の代替職員 確保への支援></p>	<p>6月以降に看護職員が産休等で 休業することになったステーション等は、 代替職員を任用しようとする 月の前月10日までに、 都担当者まで連絡の上、申請すること。</p>
	<p>(4) 新任訪問看護師(★)育成支援事業 ※補助金を活用するためには、管理者 指導者育成研修の「育成定着推進コース」 の修了が要件です。 ★<u>新卒に限らず</u>、訪問看護が未経験で あれば対象です。</p>	<p>今年度受付終了しました。</p>
<p>その他の 取組</p>	<p>東京都訪問看護教育ステーション</p>	<p>各教育ステーションへ直接申込ください</p>
	<p>「東京都訪問看護教育ステーション事業」 訪問看護ステーション新任訪問看護師交流会の開催 このたび、東京都では、「東京都訪問看護教育ステーション事業」の一環として、訪問看護ステーションの新任訪問看護師の方を対象とした交流会を開催しますので、是非ご参加ください。 【対象】新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師 【内容】新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言等や新任訪問看護師同士の交流を行います。 【参加費】 無料 【お申込み方法】「申込書」に必要事項をご記入の上、下記交流会実施教育ステーションへ直接お申込みください。</p> <p style="text-align: center;">第2回(実施者:ラピオンナースステーション) 10～11月頃実施予定 詳細は決定次第ご案内します。</p> <p>上記のほか、令和5年2月までに2回予定しています。 詳細は、決定次第、以下東京都ホームページ等でご案内します。 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyouikukouryukai.html</p>	
<p>管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。</p>	<p>★本年度はオンライン(zoom)で実施します。 ・基礎実務コース 11月19日、12月11日(2日間) ・経営安定コース 11月27日、12月3日(2日間) 詳細は別途各ステーションへご案内いたします</p> <p>受講申込受付中(締切 10月19日) 詳細はホームページをご覧ください。</p> <p>※育成定着推進コースは受付終了いたしました。</p>	

	※看護小規模多機能型居宅介護実務研修については 別途ご案内いたします。
訪問看護オンデマンド研修事業	<p>★令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」の e ラーニング研修を、訪問看護職等に向けて、スキルアップのためにご活用いただくことを目的とし、動画公開しております。</p> <p>以下リンク先からご活用ください※ https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE</p> <p>※本事業は、訪問看護職等に向けて、スキルアップのためにご活用いただくことを目的としております。上記リンクを関係者以外に広く共有することはお控えください。</p>
訪問看護人材確保事業 講演会 「時代は今！訪問看護～訪問看護をめざすあなたへ～」の開催【看護職・看護学生向け】	<p>★12月3日(土)</p> <p>本年度はオンライン(zoom)で実施します。 <u>受講申込受付中(締切 11月13日)</u> 詳細はホームページをご覧ください。</p>

※10日が、土曜日、日曜日、国民の祝日等の閉庁日に当たる場合は、翌閉庁日までとします。
また、申込状況に応じて最終期限を設ける予定です。

【ホームページ】東京都福祉保健局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業
(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/>)



【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216 FAX03-5388-1395

○ 福祉人材の確保に、福祉サービス第三者評価を活用しましょう！

お知らせ

東京都は、福祉サービス第三者評価の普及を目指し、東京労働局及びハローワークと連携した取組を進めています。

①福祉分野への就職を希望する求職者に、就職先を選ぶ際の参考情報として第三者評価の結果の活用を奨励すること ②求人を出し込む事業者が第三者評価受審事業者である場合、そのことを求人票の特記事項欄に記載させること の2点を、都内の全ハローワークに依頼しています。

福祉人材確保のために、各事業者が福祉サービス第三者評価を積極的に活用することを期待しています。

ハローワーク配布チラシ(求職者向け)

福祉の仕事をお探しの皆さま 事業者の特徴を知りたいなら



事業者でも利用者でもない評価機関（第三者）が評価します。結果は「とうきょう福祉ナビゲーション」で見ることができます。事業者選びに、ぜひ、お役立てください。

QRコードと「福ナビ 第三者評価 検索」ボタン

東京都福祉労働局長 監査部長 労働部 労働部 労働部 労働部 労働部 TEL.03-5320-4035
東京都福祉サービス評価推進課 労働部 労働部 労働部 労働部 労働部 TEL.03-3344-8515

第三者評価でわかること！

- 利用者調査結果 / 利用者の“生の声”を聞ける！
- 事業者の理念・方針、期待する職員像 /
- 事業者が特に力を入れている取り組み /
- 全体の評価講評 / 「特に良いと思う点」「さらなる改善が望まれる点」

「全体の評価講評～特に良いと思う点～」
事業者の良い点を見比べることができます

A事業者	B事業者
<ul style="list-style-type: none"> 各職種の、各キャリア別の研修を、職員一人ひとりの希望・要望を聞きながら計画的に行っている。 職員の就業環境に関しては、できるだけ体得を得得できるようにシフト調整を徹底に行なうとともに、主任の厳下に課主任を2名配置することで職員の業務向上に働きかけるなど、職員を大切にしている姿勢がうかがえる。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の思いを事業計画に反映させることで、ボトムアップ型の組織運営が実践され、職員の仕事が向上し、人材定着の安定化にもつながっている。 職員の自由記述には、「主任やリーダーなどが丁寧な指導でとても助かっています」「職員同士での会話が多く、コミュニケーションも良く、良い雰囲気です」「仕事ができている」との記述が多い。

QRコードと「福ナビ 第三者評価 検索」ボタン

東京都福祉労働局長 監査部長 労働部 労働部 労働部 労働部 労働部 TEL.03-5320-4035
東京都福祉サービス評価推進課 労働部 労働部 労働部 労働部 労働部 TEL.03-3344-8515

ハローワーク配布チラシ(事業者向け)

事業主の皆さま

福祉サービス第三者評価を受審すると、サービスの質の向上や事業の透明性の確保に努める事業所として、PRできます。

事業者でも利用者でもない評価機関（第三者）が評価します。

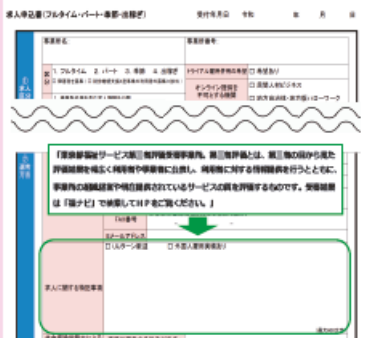
評価結果は、「福ナビ」で公表されます。
利用者調査結果、事業者の理念・方針、期待する職員像、特に力を入れている取り組み など

第三者評価の受審事業者は、求人申込書に記載することができます。
裏面の求人申込書の記載方法をご覧ください。

QRコードと「福ナビ 第三者評価 検索」ボタン

東京都福祉労働局長 監査部長 労働部 労働部 労働部 労働部 労働部 TEL.03-5320-4035
東京都福祉サービス評価推進課 労働部 労働部 労働部 労働部 労働部 TEL.03-3344-8515

第三者評価の受審事業者は、求人申込書の「求人に関する特記事項欄」に、記載してください。



上記の記載ができない場合は、「東京都福祉サービス第三者評価受審事業者」と省略して記載することも可能です。

○福祉サービス第三者評価について、パネル展示・デジタルサイネージ掲示を お知らせ

実施します！

東京都は、福祉サービス第三者評価を多くの都民や事業者に知っていただくために、次のとおり、パネル展示及びデジタルサイネージでの掲示を実施します。

新宿に、おいでの際は、ぜひ御覧ください。

【パネル展示】

期間 10月18日(火曜日)～10月21日(金曜日)
場所 東京都庁 第一本庁舎 1階中央

【デジタルサイネージ】

期間 10月1日(土曜日)～10月31日(月曜日)
場所 ① 新宿駅西口地下広場 大型デジタルサイネージ
② 新宿駅西口地下 動く歩道(南側) 柱面デジタルサイネージ

昨年度のパネル展示



○「令和4年度生産性向上セミナー～働きやすい職場環境づくり～」(動画配信形式)開

催のお知らせ【申込締切: 10月24日(月曜日)】

お知らせ

・人手不足の状況下において、今後も質の高いサービスを持続的に提供していくためには、限られた人員でチームケアの質を向上させることが必要となります。

・そのためには、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、職員の状況に応じた「家庭や健康管理等との両立支援」を含めた「働きやすい職場環境」を整備することが求められています。

本セミナーでは、介護現場の職場環境をより働きやすく変えていくための、働きやすい職場環境づくりのポイントや、両立支援に係る関係法令の情報等をお伝えしていきます。

今年度は新たに都内介護事業所・施設の取組事例や、育児・介護休業法の改正に伴う情報など、職場環境整備の参考となる情報をお届けします。

昨年度お申込みいただいた施設・事業所の皆さまも、ぜひ、お申込みください！

○主な配信内容(100分)(予定)

- (1)働きやすい職場環境づくりの背景・意義
- (2)働きやすい職場環境づくりの取組
- (3)家庭と仕事の両立支援
- (4)健康管理・治療との両立支援

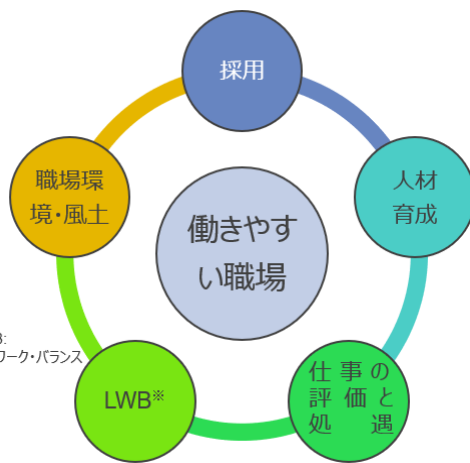
○対象事業所

都内介護事業所

(居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所を除く)

○推奨する受講者

運営法人の経営者又は施設長、サービス提供責任者等



※LWB:
ライフ・ワーク・バランス

出典:東京都福祉保健局「はじめよう 働きやすい 福祉の職場づくり TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」

○申込方法

オンライン受付システムにログインし、施設・事業所毎にお申込みください。

詳しいお申込み方法は、財団ホームページをご覧ください。

(受付予約システム: <https://www.fukushizaidan-online-reception.jp/genbakaikaku/index.php>)



検索

東京都福祉保健財団 働きやすい職場環境づくりに関するセミナー



○申込から配信終了までのスケジュール

セミナー名	申込期限	受講決定 (パスワード送付) (予定)	配信開始 (予定)	配信終了 (予定)
生産性向上セミナー ～働きやすい職場環境づくり～	10月24日 (月曜日)	10月31日 (月曜日)	11月1日 (火曜日)	11月30日 (水曜日)

受講決定日に、視聴用のパスワード等をメールにてお送りいたします。なお、視聴用のパスワード等を

施設・事業所内で共有いただければ、どなたでも御視聴いただくことが可能です。

○問い合わせ先

公益財団法人東京都福祉保健財団 介護現場改革担当(セミナー) 富山・野村

TEL:03-3344-7275 FAX:03-3344-8531

(財団 HP: https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/zukuri_seminar/)



財団ホームページ

①事業拡充のお知らせ ②説明会(第2期)のご案内

① 事業拡充のお知らせ

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しております。本事業は、都内に所在する介護保険サービスを提供する民間の事業所等に対して、介護職員の宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境の実現と、地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的としています。

本事業は、令和4年度より福祉避難所要件に該当しない事業所への支援を拡充しました！

	令和3年度
災害時対応要件	福祉避難所
助成対象事業所	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 等
助成上限戸数	利用定員数に応じ最大 20 戸
助成率	7/8

福祉避難所要件を満たすことが難しかった
在宅系サービスの事業所にも支援を拡充



	令和4年度見直し後		
災害時対応要件	福祉避難所	区市町村との災害時協定 <small>(安否確認、災害時のサービス提供等)</small>	不要
申請区分	(ア)福祉避難所	(イ)災害時協定締結事業所	(ウ)災害要件なし事業所
助成対象事業所	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 等	訪問介護事業所 通所介護事業所 等	介護事業所
	助成金交付要綱第4条に定める介護保険サービス事業所		
助成上限戸数	利用定員数に応じ最大 20 戸		
助成率	7/8		1/2

事業の詳細及び申請スケジュール等は東京都福祉保健財団のホームページにてご確認ください。

② 説明会（第2期）のご案内

申請を検討中の法人を対象に、事業概要、具体的な書類の書き方及び疑問点にお答えする説明会を開催いたします！

◇ 内容

事業概要（助成内容、スケジュール等）及び、申請区分（イ）災害時協定締結事業所、（ウ）災害要件なし事業所における交付申請書等の作成方法について

◇ 日程

10月6日、11月1、16、21日

※新型コロナウイルス感染症の状況等により中止の可能性があります。

⇒ 説明会の詳細や申込みについては、東京都福祉保健財団の下記ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/setumeikai/>

◇ その他

事業概要については説明会だけでなく下記ホームページ上にて動画を掲載しております。

<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舍借り上げ支援事業担当(介護)

TEL 03-3344-8548

ホームページ <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>

○「社会保険労務士による介護職員処遇改善加算等の取得支援」のご案内

お知らせ

東京都では、介護職員の育成・定着を図るため、「介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業」を実施しております。本事業では介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得に向けた支援を行います。

また、今年10月からの介護職員等ベースアップ等支援加算(新加算)の新規取得に向けた支援も行っておりますのでぜひご相談ください。

(1) 支援内容

「より上位の区分を取得したい」、「新しく加算を取得したい」などといった都内介護サービス事業所向けに、電話により無料相談を開設しています。社会保険労務士が丁寧に加算取得のためのアドバイスをいたしますので、お気軽にご連絡ください。

また、訪問による無料アドバイスも行っております。訪問による無料アドバイスは事前予約制となっております。まずは、電話にてご予約ください。

(2) 申込方法

以下のフリーダイヤルまで、ご連絡ください。

「処遇改善加算相談窓口」フリーダイヤル 0120-179-117

※毎週月・水・金(祝日を除く)9:30~16:30

※祝日と開催日が重なった場合は翌日に行います。詳しくは下記の東京都社会保険労務士会のホームページに掲載されている、開催日カレンダーをご覧ください。

URL: https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo_syoguukaizenkasan/

○外国人介護従事者指導担当職員向け研修 受講者募集中！

お知らせ

1 目的

外国人介護従事者の指導担当職員に対し、指導のポイント、その他生活面での配慮等について研修を実施し、都内介護サービス事業者の指導体制の整備を支援します。

2 受講対象者

都内介護サービス事業者における外国人介護従事者の指導担当職員(予定者を含む。)

3 内容

【動画配信】

配信期間:令和4年11月9日から12月23日まで

期間中、いつでも、複数回に分けて視聴可能。

項目	講師
1 外国人介護従事者受入れの制度・法令関係 (約40分)	第一東京弁護士会 弁護士 田島潤一郎(安西法律事務所)
2 多文化理解の促進、日本語指導のポイント (約40分)	新宿日本語学校 校長 江副 隆秀
3 外国人介護従事者受入れの体制づくり (約40分)	群馬医療福祉大学短期大学部 教授 白井 幸久
4 介護業務に関する指導・教育 (約40分)	群馬医療福祉大学短期大学部 教授 白井 幸久
5 日本での生活に対する支援 (約40分)	東京都介護福祉士会 会長 日本社会事業大学 准教授 永嶋昌樹
6 外国人介護従事者の受入れ事例 (約15分×2事例・職員インタビュー約30分)	社会福祉法人北野会 特別養護老人ホームマイライフ徳丸 社会福祉法人福信会 特別養護老人ホーム麦久保園 有限会社アウトソー 小規模多機能型居宅介護じゃすみん花畑(職員インタビューのみ)

【ライブ講義】

テーマ:外国人従事者への配慮・支援

実施日:令和4年12月14日(水)午後と22日(木)午前(約60分)

※いずれかを選択(定員 各回25名)

講師:東京都介護福祉士会 会長 日本社会事業大学 准教授 永嶋昌樹

※web 会議システム「ZOOM」を使用。

※内容に変更が生じる可能性があります。

※「外国人介護従事者受入れセミナー」と一部内容が重複します。

※全科目の動画を視聴し、アンケートを提出した事業所に対し修了証書を交付します。

※本研修の修了が、東京都の「介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金」の交付要件となります。

7 申込方法

申し込み方法、受講方法は、東京都福祉保健財団ホームページを御覧ください。

【ホームページ】<https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>

【お問い合わせ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室

外国人介護人材担当 TEL 03-3344-8627 平日 9:00~17:30

○外国人介護従事者受入れセミナー 受講者募集中！

お知らせ

1 目的

都内介護サービス事業者の責任者等に対し、外国人介護従事者の受入れ制度についての知識や円滑な受入れに必要なノウハウ等を提供します。

2 受講対象者

都内介護サービス事業者の責任者等(例 経営者、施設長)

3 内容

【動画配信】

配信期間:令和4年10月11日から11月25日まで

期間中、いつでも、複数回に分けて視聴可能。

項目	講師
1 外国人介護人材のこれからの事業展開について(約30分)	厚生労働省 福祉人材確保対策室 室長補佐 翁川純尚
2 外国人介護従事者受入れの制度・法令関係(約50分)	第一東京弁護士会 弁護士 田島潤一郎(安西法律事務所)
3 外国人介護従事者受入れの体制づくり(約40分)	群馬医療福祉大学短期大学部 教授 白井 幸久
4 介護福祉士養成施設の留学生の受入れ(約20分)	日本介護福祉士養成施設協会 木田 茂樹
5 外国人介護従事者の受入れ事例(約15分×2事例・職員インタビュー約20分)	社会福祉法人北野会 特別養護老人ホームマイライフ徳丸 社会福祉法人福信会 特別養護老人ホーム麦久保園
6 相談窓口・都の介護人材対策の取組等(約5分)	東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課

【ライブ講義】

テーマ:外国人介護従事者の受け入れ体制づくり

実施日:令和4年11月8日(火)午後と18日(金)午前(約60分)

※いずれかを選択(定員 各回25名)

講師:群馬医療福祉大学短期大学部 教授 白井 幸久

※web 会議システム「ZOOM」を使用。

※内容に変更が生じる可能性があります。

※「外国人介護従事者指導担当職員向け研修」と一部内容が重複します。

4 申込方法

申し込み方法、受講方法は、東京都福祉保健財団ホームページを御覧ください。

【ホームページ】<https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>

【お問い合わせ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室

外国人介護人材担当 TEL 03-3344-8627 平日 9:00~17:30

○ 「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2022年4月1日から2023年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「[くらしWEB\(下記\)](#)」を参照のこと。

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無料**

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
その他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2022年4月1日から2023年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/kourei.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール：Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、講座を開催しています

○介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業所評価

お知らせ

加算の届出は、10月14日(金曜日)締切いです！

介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業所において、令和5年度に事業所評価加算の算定を希望する場合には届出が必要です。なお、すでに当該加算の申出をしている事業所において、令和5年度も算定を希望する場合には再度届出の必要はありません。

また、届出の適用日は、必ず11月1日以前の日付を記載してください。適用日がそれ以降の(例えば「令和5年4月1日」と記載されている)場合、令和5年度の事業所評価加算の評価対象事業所となりません。

	評価の申出をしていない事業所 (「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「1.なし」で届出している事業所)	すでに評価の申出をしている事業所 (「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「2.あり」で届出している事業所)
令和5年度 算定希望する	届出必要 「2.あり」として届出してください。	届出不要 【再提出の必要はありません】
令和5年度 算定希望しない	届出不要	届出必要 「1.なし」として届出してください。

【提出期限】 令和4年10月14日(金曜日)必着

【提出書類】 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
※様式については下記ホームページをご覧ください。

【提出先・お問い合わせ先】

◆介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設除く)及び介護予防訪問リハビリテーション

〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階
公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室
TEL:03-3344-8517

【様式等】

- ・東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(通所リハビリテーション) > 加算届
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuuriha.html
- ・東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(訪問リハビリテーション(病院、診療所)) > 加算届
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/15_houriha_minashi.html
- ・東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(訪問リハビリテーション(老健)) > 加算届
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/5_houriha.html

◆介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設みなし指定)

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎26階
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営担当
TEL:03-5320-4264

【様式等】東京都福祉保健局 > 分野からのご案内(高齢者) > 介護老人保健施設 > 介護老人保健施設変更届出等様式

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou.html>

○〔発熱等の症状がある方向け〕新型コロナ抗原検査キットを無料でお届けしま

す！

お知らせ

東京都では、のどの痛みや発熱など新型コロナウイルス感染症を疑う症状が出たときに、ご自宅等ですぐに検査できるよう、体外診断用医薬品として承認を受けた抗原定性検査キットを最短で翌日にお届けしています。結果はその場で分かります(15分程度)。感染拡大防止のため、ぜひご活用ください。

■申込み専用WEBサイト

<https://tokyo-onsettestkit.jp/>

(24時間受付 土日祝も対応)

- ・正午までにお申しいただいたものについて、翌日に配送します。
- ・令和4年9月26日から配布対象を全年代に拡大しました。
(ご自身で検体の採取が可能な方が対象です)
- ・1回の申込みで1人1キット、本事業実施期間中1人2回まで申込みが可能です。



■お問い合わせは東京都検査キット直接配送事務局コールセンターへ

0570-020-205(9時~19時 土日祝も対応)

※ WEBの環境がない方は、こちらからもお申込みできます

〈東京都陽性者登録センターについて〉

- ・検査結果が陽性疑いの場合、薬の処方が必要でない方は、東京都陽性者登録センターで陽性確定診断を受けることができます。
- ・登録いただくと健康観察サービス、配食・パルスオキシメーター貸与、宿泊療養などが利用できます。
- ・65歳未満で、入院を要しない・コロナ治療薬や酸素投与が不要・妊娠していない方が登録対象です。

[陽性者登録センターの概要・登録申請はこちら]

<https://bit.ly/3zZiUzv>

